

庁議における審議要旨

日時

令和8年2月25日 午後3時30分～午後4時00分

場所

庁議室

出席者

区長、副区長、副区長、教育長、総務企画部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、健康推進担当部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、土木担当部長、会計管理部長、教育部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長、広報課長

付議案件

- 1 住居表示における補助番号制度の実施について
- 2 荒川区介護保険条例の一部を改正する条例について
- 3 荒川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

審議の要旨

- 1 住居表示における補助番号制度の実施について
戸籍住民課長から資料に基づき説明があり、了承。
(主な意見・質疑)
○区民が住居表示に補助番号を付番した場合に必要な手続にはどのようなものがあるのか。
・ 住居表示に補助番号を付番した場合、住民票にも補助番号が記載されることとなるため、マイナンバーカードやパスポート等の住所についても変更が必要となる。
○区民に対して、マイナンバーカード等の住所変更が必要になることについて、十分に説明・周知していく必要がある。
- 2 荒川区介護保険条例の一部を改正する条例について
介護保険課長から資料に基づき説明があり、了承。
- 3 荒川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について
国保年金課長から資料に基づき説明があり、了承。

配付資料

- 1 住居表示における補助番号制度の実施について
- 2 荒川区介護保険条例の一部を改正する条例について
- 3 荒川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

庁議付議予定案件
(令和8年2月25日 午後 3時30分～)

1 住居表示における補助番号制度の実施について

(説明者 戸籍住民課長)

2 荒川区介護保険条例の一部を改正する条例について

(説明者 介護保険課長)

3 荒川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(説明者 国保年金課長)

○ 今後の庁議日程

3月10日(火) 午後 3時30分～

3月19日(木) 午後 1時30分～

住居表示における補助番号制度の実施について

1 概要

住居表示に係る補助番号制度を新たに実施するため、実施内容について報告する。

2 実施に至る経緯

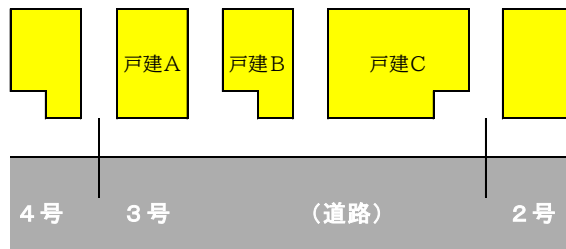
区では、これまで複数建物の住居表示が同一であることに起因する郵便物等の誤配についての区民からのご相談に対し、表札の掲示や宅配事業者への相談を案内することで一定の対応を図ってきたところである。しかし近年、インターネット通販やオンラインフード配送サービスの拡大により、スマートフォンの地図アプリを利用したと思われる誤配が増加したことで、住居表示に関する相談件数も増加傾向にある。そこで、他自治体の対応状況を参考に、補助番号制度を導入することで住所を一意に特定できるようにする。

3 補助番号制度について

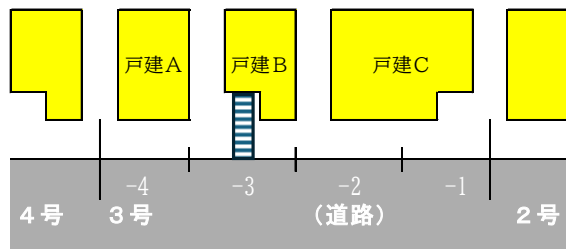
住居表示が同一の建物が複数存在する場合、希望者の申請により当該建物に補助番号を付し、住民票にも補助番号を記載する。申請者には掲示用として補助番号表示版をお渡しする。

〈補助番号付定イメージ〉

※荒川1丁目2番3号の戸建Bの居住者から申請があった場合
(図の戸建A～Cの住居表示はいずれも荒川1丁目2番3号で同一)



- a 3号に面した道路側線に2号との境を起点に3～5m間隔に区切り、順次、基礎補助番号を付番（事例の場合は1～4号）



- b 申請建物の主な出入口に位置する基礎補助番号（3号）を補助番号に用いる

補助番号付番後の戸建Bの住居表示：荒川区荒川1丁目2番3号-3

内 容

	<p>4 実施開始日 令和8年4月1日から</p> <p>5 実施方法 住居表示業務と同様、申請書の受付や決定通知の送付は職員が行い、現地調査や図面の作成は委託で対応する。住居表示業務は、住居表示に関する法律及び、街区方式による住居表示の実施基準に基づき、各自治体は条例を定め実施しているが、補助番号等の制度については法律および条例で定めがないため、要綱（荒川区住居表示に係る補助番号付定要綱）を定め実施する。</p> <p>6 想定経費（年間20件の申請を想定） ・現地調査および図面作成委託 8,800円×20件＝176,000円 ・補助番号表示版購入（100枚） 18,700円</p> <p>7 他区の実施状況 ・23区で類似の制度を導入している区 13区</p>			
<p>今後の 予定</p>	<p>令和8年 4月1日 制度開始 4月以降 町会への周知を行う</p>			
<p>議会等報告</p>	<p>開示予定日</p>	<p>区報</p>	<p>HP</p>	<p>記者会見</p>
<p>-</p>	<p>-</p>	<p>4月1日号</p>	<p>4月1日</p>	<p>-</p>

庁議説明資料	
8.2.25	福祉部介護保険課

荒川区介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正・提案理由				
<p>介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正等に伴い、保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等について定めるため。</p>				
2 内容				
<p>(1) 令和8年度の保険料算定における所得額の税制改正前の基準適用について 令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられた。 このことに伴い、令和8年度に限り、給与等の収入が55万1,000円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、改正前の介護保険条例施行令に基づき算定される合計所得に、今回の給与所得控除の引上げ額を加算した額を、介護保険料算定上の合計所得として用いる。 また、本改正に伴い住民税が非課税となった方についても、介護保険料算定の段階判定においては、区民税課税者と同様に取り扱うよう基準を改める。</p> <p>(2) 令和8年度の保険料算定における特例減免について 令和7年度の住民税非課税の者のうち、給与所得控除の引き上げ分の範囲内で就労調整を行った場合については、当該者の保険料を令和7年度の保険料段階まで減免することとする。 この減免に当たっては、システムで自動判定を行うため、令和8年度に限り区長への申請を要しないものとする。</p>				
3 施行期日				
令和8年4月1日				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
3月11日 福祉・区民生活委員会	議決後	—	—	—

(1) 令和8年度の介護保険料算定における特例措置

令和7年度税制改正により、令和8年度から給与所得控除の最低保障額が10万円(55万円→65万円)引き上げられるが、期中であるため保険料収入の不足を避けるため、税制改正の影響を受けないよう、税制改正前の基準に基づいて保険料を算定する。

▼具体例：単身で、給与収入140万円、その他の収入がない場合

◎8年度の介護保険料算定では、給与収入が前年度と同額の場合、本来であれば、保険料の所得段階は第1段階となる。しかし、8年度のみの特例措置として、税制改正前の基準(7年度の基準)を適用し、第2段階とする。

項目	令和7年度 所得段階 の判定	税制改正を 反映した場合		令和8年度 所得段階 の判定
給与収入【A】	140万円	140万円	特例 措置	140万円
給与所得控除【B】	55万円	<u>65万円</u>		<u>55万円(とみなす)</u>
給与所得【A】－【B】	85万円	75万円		85万円
保険料所得段階	第2段階	<u>第1段階</u>		第2段階

(2) 令和8年度の介護保険料算定における特例減免

令和7年度の住民税非課税者のうち、令和8年度も住民税非課税となるよう就労調整を行った場合には、令和7年度と同じ保険料段階まで減免する。

▼具体例：令和7年度の給与収入100万円の者が、就労調整により令和8年度の給与収入が110万円となったケース

◎令和8年度の介護保険料算定では、本来、上記(1)の特例措置により「課税」と判定し、保険料の所得段階は第6段階となる。しかしながら、令和8年度のみの特例的取扱いとして、「非課税」と判定し、7年度の保険料段階である第1段階まで減免を行う。

項目	令和7年度 所得段階の判定	令和8年度 所得段階の判定 ※減免前		令和8年度 所得段階の判定 ※減免後
給与収入【A】	100万円	110万円	特例 減免	110万円
給与所得控除【B】	55万円	55万円		65万円
判定に用いる所得【A】－【B】	45万円	55万円		45万円
保険料所得段階	第1段階 (住民税非課税)	<u>第6段階</u> (住民税課税扱い)		<u>第1段階</u> へ減免

<所得段階別の介護保険料（令和8年度）>

段階	住民税の状況	対象	年間保険料
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護を受けている ・本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下	21,591円
第2段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	37,368円
第3段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	56,883円
第4段階	本人が 住民税非課税 世帯内が 住民税課税	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下	70,584円
第5段階 (基準額)		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円を超える	83,040円
第6段階	本人が課税	合計所得金額が125万円未満	91,344円
第7段階		合計所得金額が125万円以上200万円未満	107,952円
第8段階		合計所得金額が200万円以上350万円未満	128,712円
第9段階		合計所得金額が350万円以上500万円未満	153,624円
第10段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	186,840円
第11段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	228,360円
第12段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	265,728円
第13段階		合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	274,032円
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	282,336円
第15段階		合計所得金額が3,000万円以上	290,640円

荒川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正・提案理由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の改正に伴い子ども・子育て支援納付金について定めること等のほか、保険料率等を改定することにより、国民健康保険事業の健全な運営を図るため

2 内容

- (1) 基礎賦課額（医療分）及び後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の保険料率特別区基準保険料率に基づき、次のとおり改める。

区 分		改正後	改正前
所得割	医療分	7. 51 / 100	7. 71 / 100
	支援金分	2. 80 / 100	2. 69 / 100
	合 計	10. 31 / 100	10. 40 / 100
均等割	医療分	47, 600円	47, 300円
	支援金分	17, 600円	16, 800円
	合 計	65, 200円	64, 100円
1人当たり保険料 (参考：23区平均)		155, 447円	152, 673円

- (2) 介護納付金賦課額（介護分）の保険料率特別区基準保険料率に基づき、次のとおり改める。

区 分	改正後	改正前
所得割	2. 43 / 100	2. 10 / 100
均 等 割	17, 800円	16, 600円
1人当たり保険料 (参考：23区平均)	42, 609円	39, 565円

- (3) 子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども分）の保険料率令和8年度から徴収開始となる子ども分は、特別区基準保険料率に基づき、次のとおりとする。

区 分	改正後
所得割	0. 27 / 100
均 等 割	1, 800円
18歳以上被保険者（※） 均 等 割	73円
1人当たり保険料 (参考：23区平均)	4, 227円

(※) 18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者

(裏面に続く)

- (4) 均等割額の減額の対象となる世帯の所得基準
法施行令の改正に伴い、保険料の均等割額の減額の対象となる世帯の所得基準については被保険者数に乗ずる金額を次のとおり改める。

区 分	改正後	改正前
5割軽減の対象となる世帯	31万円	30万5千円
2割軽減の対象となる世帯	57万円	56万円

- (5) 賦課限度額
法施行令の改正に伴い、次のとおり改める。

区 分	改正後	改正前
基礎賦課限度額	67万円	66万円
子ども・子育て支援納付金賦課限度額	3万円	—

- (6) 18歳未満被保険者(※)の保険料の減額
18歳未満被保険者に係る子ども分の均等割額を全額控除とする。
(※) 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者

<参考：特別区基準保険料率算定における負担抑制策の実施の経緯>

- ・ 平成30年度に行われた制度改正により、被保険者の保険料負担増が懸念されたことから、特別区では独自の激変緩和措置を実施してきた。
- ・ 激変緩和措置期間である6年間をめぐり、平成30年度納付金全体の94%を賦課総額とし、以降1%ずつその割合を引き上げて、令和6年度までにその比率を100%とする計画であった。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度及び5年度に激変緩和割合を据え置いたため、当初計画6年間で2年延長し、令和8年度までに100%とする計画とした。
- ・ 令和8年度基準保険料率算定で、賦課総額に対する納付金組入率100%を達成し、これまで実施してきたロードマップによる負担抑制は解消される。

3 施行期日

令和8年4月1日

議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
3月11日 福祉・区民生活委員会	4月1日	4月1日	4月1日	—

令和8年度荒川区国民健康保険料率等改定の詳細について

1 国民健康保険料の内容等について

(1) 医療分・支援金分・介護分・子ども分

国民健康保険料の賦課額は、『基礎賦課額（医療分）』、『後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）』、『介護納付金賦課額（介護分）』及び『子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども分）』の合算額である。

それぞれ応能割である所得割、応益割である均等割で構成されている。

- 医療分 . . . 主に国保加入者の医療費等を賄うためのもの
→医療分保険料率は、主に国保加入者1人当たり医療費に伴い変動
- 支援金分 . . . 主に後期高齢者医療制度への仕送りの原資となるもの
(後期高齢者の医療給付費の4割を各医療保険の被保険者が負担)
- 介護分 . . . 各区市町村が行う介護サービス費用の一定割合を賄うためのもの
(介護保険制度の運営に必要な費用のうち27%を40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)が負担)
- 子ども分 . . . 子ども・子育て支援金制度に充てるためのもの
(子ども・子育て支援納付金の一部を主として各医療保険の18歳以上被保険者(※)が負担)

(※) 18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者。以下同じ。

※ 医療分、支援金分及び子ども分は年齢にかかわらず全ての加入者に賦課されるが、介護分は40歳から64歳までの方が賦課対象となる。

※ 子ども分は18歳未満被保険者(※)に係る均等割額を全額控除とする。

(※) 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者。以下同じ。

(2) 所得割・均等割と賦課割合

- ・ 所得割 . . . 加入者の所得に応じて負担する金額が大きくなるもの
- ・ 均等割 . . . 加入者全員が同じ金額を負担するもの
(ただし、所得が低い世帯に対しては、均等割の軽減措置がある)

※ 所得割と均等割の比率のことを「賦課割合」という。

<保険料計算のイメージ>

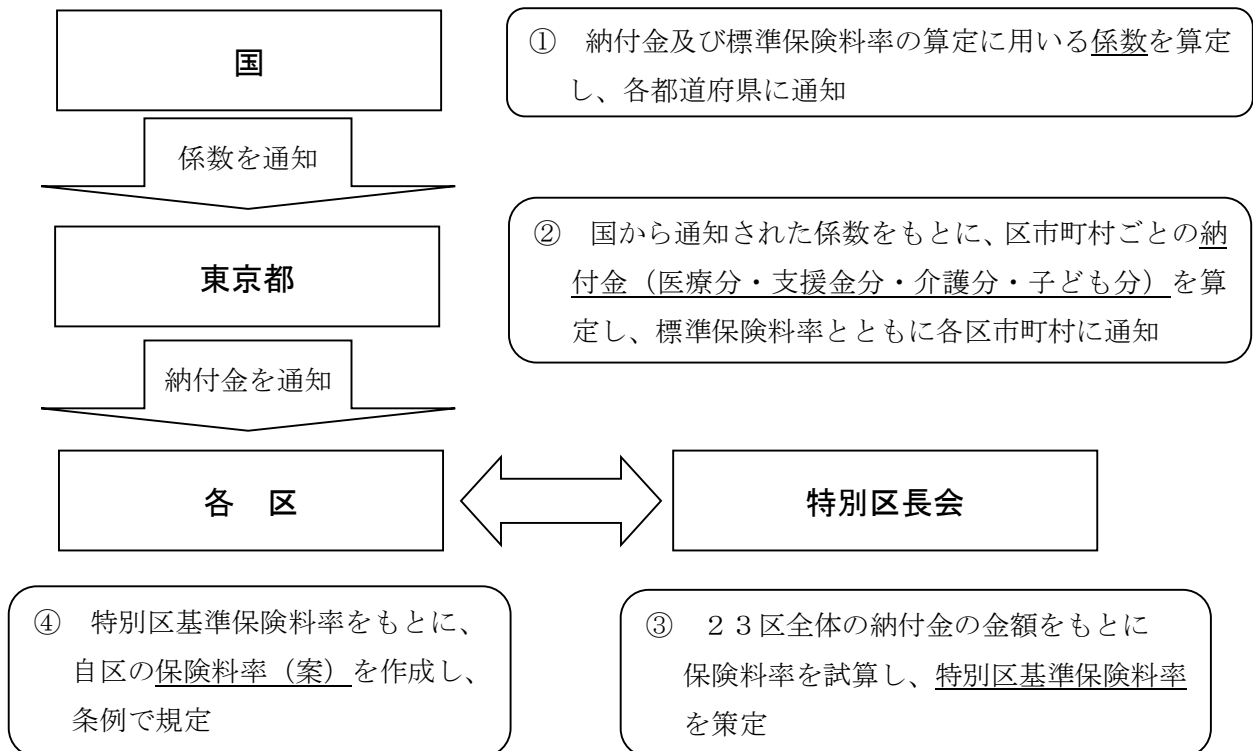
保険料は世帯単位で賦課され、以下の4つの合算額である。

【医療分（所得割）】 <u>加入者全員</u> の賦課のもととなる所得額 × 所得割率	+	【医療分（均等割）】 均等割額 × <u>加入者数</u>
【支援金分（所得割）】 <u>加入者全員</u> の賦課のもととなる所得額 × 所得割率	+	【支援金分（均等割）】 均等割額 × <u>加入者数</u>
【介護分（所得割）】 <u>介護保険第2号被保険者全員</u> の賦課の もととなる所得額 × 所得割率	+	【介護分（均等割）】 均等割額 × <u>介護保険第2号被保険者数</u>
【子ども分（所得割）】 <u>加入者全員</u> の賦課のもととなる所得額 × 所得割率	+	【子ども分（均等割）】 (均等割額 + 18歳以上被保険 者均等割額) × <u>18歳以上被保険者数</u>

2 保険料率決定の仕組み

- 国民健康保険制度は、一定の公費負担のほか、被保険者から納付される国民健康保険料を原資として運営されている。
- 国民健康保険財政の運営主体である各都道府県は、国民健康保険制度の運営に必要な費用のうち、国及び都道府県が負担する部分以外を、各区市町村から「国民健康保険事業費納付金」（以下「納付金」という。）として集めることとされている。
- 各区市町村は、主に保険料を原資として都道府県に対して納付金を納付することになるため、都道府県から提示される納付金の金額をもとに保険料率を定め、その保険料率に基づき被保険者から保険料を徴収することとなる。
- 特別区においては、共通の保険料率を採用することを基本とする方針（統一保険料方式）に基づき、東京都から示される23区の納付金の合計額をもとに基準となる保険料率（特別区基準保険料率）を協議し、合意を得たのち、これと一致した保険料率を各区の条例で定めることを原則としている。
- 当区では特別区の方針に基づき、特別区基準保険料率をもとに保険料率を決定する。

<保険料率決定のイメージ（特別区の場合）>



3 令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定状況（東京都全体）

（1）令和7年度との比較

事 項	令和7年度	令和8年度	差引	伸び率
被保険者数	245万4千人	239万5千人	△5万9千人	△2.4%
給付費総額	7,796億円	7,730億円	△66億円	△0.8%
1人当たり給付費	317,639円	322,690円	5,051円	1.6%
納付金総額(※)	4,341億円	4,374億円	34億円	0.8%
1人当たり納付金額(※)	203,341円	210,624円	7,283円	3.6%

(※) 医療分・支援金分・介護分・子ども分
ごとに算出し、合算した金額

内 訳	医療分	△1,225円	-1.0%
	支援金分	1,766円	4.2%
	介護分	2,582円	6.2%
	子ども分	4,160円	-

（2）1人当たり納付金額の変動要因

- ・医療分・・・1人当たり保険給付費（診療報酬の改定を含む）が増加したが、決算剰余金の活用により、1人当たり納付金額は減少した。
- ・支援金分・・・後期高齢者医療制度の被保険者数及び医療費が増加し、後期高齢者医療制度以外の被保険者数が減少したため、1人当たり納付金額は増加した。
- ・介護分・・・65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）が減少したが、介護給付費が増加し、また、40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）が減少したため、1人当たり納付金額は増加した。
- ・子ども分・・・令和8年度から子ども・子育て支援金制度に対する負担分である子ども・子育て支援金を徴収することとなったため、1人当たり納付金額は増加した。

4 令和8年度の特別区基準保険料率設定に当たっての考え方

(1) 子ども・子育て支援金制度の創設

令和8年度から徴収開始となる子ども分は、医療分、支援金分、介護分と同様に、特別区基準保険料率を採用し、保険料率を設定する。

18歳未満被保険者の均等割額は全額控除されるが、その分を18歳以上被保険者に賦課する。

(2) 被保険者数（国保加入者数）

東京都が納付金・標準保険料率の算定において設定した23区合計数値を使用する。

【医療分・支援金分・子ども分】 1,662,369人(対前年度比36,609人減、2.2%減)
・1,553,356人(18歳以上被保険者数)
・109,013人(18歳未満被保険者数)

【介護分(40～64歳)】 608,534人(対前年度比12,270人減、2.0%減)

(3) 賦課総額（保険料を集める必要がある額）

東京都が算定した納付金の23区合計額を基本とし、制度上、保険料の対象となる経費全額（保健事業費・出産諸費・葬祭諸費・特定健診費等を加え、国交付金・都繰入金・国庫等返還分の精算等を控除する）を賦課総額の対象とする。

(4) 賦課割合（所得割と均等割の割合）

保険料率の算定においては、全国平均の賦課割合を50：50（所得割：均等割。以下同じ。）とした上で、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を採用することが原則とされている。

所得水準が全国平均より高い東京都の令和8年度の賦課割合は57：43となった。特別区の区域だけで計算した場合の賦課割合は、医療分、支援金分、介護分については58：42、子ども分については57：43となったため、この割合を賦課割合とする。

(5) 介護分の所得割率

介護分については、これまで所得水準の格差を理由に各区設定としてきたが、介護納付金のみ統一できない理由としては乏しく、また、今後、都内保険料水準の統一を目指していくことを鑑み、令和8年度では23区で統一することとしていた。

そのため、令和8年度分の介護分の所得割率は、特別区基準保険料率の所得割率を採用する。

(6) 特別区独自の負担抑制策

激変緩和措置

平成30年度に行われた制度改正により、特に所得水準の高い特別区においては、被保険者の保険料負担の増大が懸念されたことから、特別区では、独自に激変緩和措置を実施してきた。具体的には、30年度の保険料算定において、都が算出した納付金を100%から94%に減少させ、その減額分を各区の一般財源で補填すること（以下「法定外繰入」という。）とした。以後毎年度1%ずつその割合を引上げ

て法定外繰入を縮小し、令和6年度までにその比率を100%とする計画であった。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度と令和5年度の保険料率算定において、この割合を据え置いたため、激変緩和措置期間を2年間延長し、納付金の割合を令和8年度までに100%とする計画としていた。

このことから、令和8年度の保険料算定で、納付金の組入率100%を達成し、これまで実施してきたロードマップによる負担抑制は解消される。

<賦課総額に含める納付金の割合>

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
変更	94%	95%	96%	96%	97.3%	97.3%	98%	99%	100%
当初	94%	95%	96%	97%	98%	99%	100%	—	—

5 令和8年度 医療分・支援金分の算定

(1) 被保険者数

特別区合計 1,662,369人 (対前年度比 36,609人減、2.2%減)

(2) 特別区基準保険料率等 (医療分)

<賦課総額>

納付金 (医療分)

2,004億5,618万円

+ 【加算項目】保健事業費・出産育児諸費・葬祭諸費・特定健診費等
67億5,413万円

- 【減算項目】国交付金・都繰入金・国庫等返還分の精算見込等
188億0,265万円

≒ **1,884億0,766万円**

<均等割額>

賦課総額 (医療分) × 均等割を賦課する割合 ÷ 被保険者数
1,884億0,766万円 × 42/100 ÷ 1,662,369人

≒ **47,600円**

<所得割率>

(賦課総額 (医療分) - 均等割賦課額 (医療分)) ÷ 基準総所得額^(※)
1,884億0,766万円 - 47,600円 × 1,662,369人 ÷ 1兆4,556億7,268万円

≒ **7.51%**

※基準総所得額は、賦課限度額を超える部分を控除した後の額。以下同じ。

< 1人当たり保険料（23区平均） >

$$\frac{\text{賦課総額（医療分）}}{1,884 \text{ 億 } 0,766 \text{ 万円}} \div \frac{\text{被保険者数}}{1,662,369 \text{ 人}} \doteq \text{1人当たり保険料} \\ \underline{\underline{113,337 \text{ 円}}}$$

(3) 特別区基準保険料率等（支援金分）

< 賦課総額 >

$$\begin{aligned} & \text{納付金（支援金分）} \\ & 746 \text{ 億 } 0,163 \text{ 万円} \\ + & \text{【加算項目】 条例減免に要する費用} \\ & \quad 3 \text{ 万円} \\ - & \text{【減算項目】 国交付金（保険者支援制度（支援金分））} \\ & \quad 46 \text{ 億 } 0,031 \text{ 万円} \\ \doteq & \underline{\underline{700 \text{ 億 } 0,135 \text{ 万円}}} \end{aligned}$$

< 均等割額 >

$$\frac{\text{賦課総額（支援金分）}}{700 \text{ 億 } 0,135 \text{ 万円}} \times \frac{\text{均等割を賦課する割合}}{42/100} \div \frac{\text{被保険者数}}{1,662,369 \text{ 人}} \\ \doteq \underline{\underline{17,600 \text{ 円}}}$$

< 所得割率 >

$$\left(\frac{\text{賦課総額（支援金分）}}{700 \text{ 億 } 0,135 \text{ 万円}} - \frac{\text{均等割賦課額（支援金分）}}{17,600 \text{ 円} \times 1,662,369 \text{ 人}} \right) \div \frac{\text{基準総所得額}}{1 \text{ 兆 } 4,549 \text{ 億 } 8,501 \text{ 万円}} \\ \doteq \underline{\underline{2.80\%}}$$

< 1人当たり保険料（23区平均） >

$$\frac{\text{賦課総額（支援金分）}}{700 \text{ 億 } 0,135 \text{ 万円}} \div \frac{\text{被保険者数}}{1,662,369 \text{ 人}} \doteq \text{1人当たり保険料} \\ \underline{\underline{42,110 \text{ 円}}}$$

(4) 令和8年度と令和7年度の保険料率等の比較（医療分・支援金分）

区分		令和8年度（案）		令和7年度		差引増減	
賦課割合	特別区全体 (所得割：均等割)	58：42		58：42		変更なし	
	荒川区	医療分 53:47	支援金分 53:47	医療分 54:46	支援金分 54:46	医療分 所得割1%割合減 均等割1%割合増	支援金分 所得割1%割合減 均等割1%割合増
保険料率等	所得割率	10.31/100		10.40/100		△0.09pt	
		医療分 7.51/100	支援金分 2.80/100	医療分 7.71/100	支援金分 2.69/100	医療分 △0.20pt	支援金分 +0.11pt
	均等割額	65,200円		64,100円		+1,100円	
		医療分 47,600円	支援金分 17,600円	医療分 47,300円	支援金分 16,800円	医療分 +300円	支援金分 +800円
賦課限度額	93万円		92万円		+1万円		
	医療分 67万円	支援金分 26万円	医療分 66万円	支援金分 26万円	医療分 +1万円	支援金分 変更なし	
	155,447円		152,673円		2,774円		
1人当たり保険料 (参考：23区平均)	医療分 113,337円	支援金分 42,110円	医療分 112,646円	支援金分 40,027円	医療分 +691円	支援金分 +2,083円	

6 令和8年度 介護分の算定

(1) 被保険者数（40歳以上64歳以下（介護保険第2号被保険者））

特別区合計 608,534人（対前年度比12,270人減、2.0%減）

(2) 特別区基準保険料率等（介護分）

<賦課総額>

納付金（介護分）

273億9,521万円

+ 【加算項目】 条例減免に要する費用

3万円

- 【減算項目】 国交付金（保険者支援制度（介護分））

14億6,669万円

≒ **259億2,855万円**

<均等割額>

$$\frac{\text{賦課総額（介護分）}}{259 \text{ 億 } 2,855 \text{ 万円}} \times \frac{\text{均等割を賦課する割合}}{42/100} \div \frac{\text{被保険者数}}{608,534 \text{ 人}} \\ \doteq \underline{\underline{17,800 \text{ 円}}}$$

<所得割率>

$$\left(\frac{\text{賦課総額（介護分）}}{259 \text{ 億 } 2,855 \text{ 万円}} - \frac{\text{均等割賦課額（介護分）}}{17,800 \text{ 円} \times 608,534 \text{ 人}} \right) \div \frac{\text{基準総所得額}}{6,198 \text{ 億 } 7,393 \text{ 万円}} \\ \doteq \underline{\underline{2.43\%}}$$

<1人当たり保険料（23区平均）>

$$\frac{\text{賦課総額（介護分）}}{259 \text{ 億 } 2,855 \text{ 万円}} \div \frac{\text{被保険者数}}{608,534 \text{ 人}} \doteq \underline{\underline{1 \text{ 人当たり保険料 } 42,609 \text{ 円}}}$$

(3) 令和8年度と令和7年度の保険料率等の比較（介護分）

区 分		令和8年度（案）	令和7年度	差引増減
賦課割合	特別区全体 (所得割：均等割)	58：42	58：42	変更なし
	荒川区 (所得割：均等割)	55：45	58：42	所得割3%割合増 均等割3%割合減
保険料率等	所得割率	2.43/100	2.10/100	+0.33pt
	均等割額	17,800円	16,600円	+1,200円
賦課限度額		17万円	17万円	変更なし
1人当たり保険料 (参考：23区平均)		42,609円	39,565円	+3,044円

7 令和8年度 子ども分の算定

(1) 被保険者数

特別区合計 1,662,369人（所得割の対象）

※18歳以上被保険者 1,553,356人（均等割の対象）

(2) 特別区基準保険料率等 (子ども分)

< 賦課総額 >

納付金 (子ども分)

70 億 2,527 万円

< 均等割額 >

$$\frac{\text{賦課総額 (子ども分)}}{70 \text{ 億 } 2,527 \text{ 万円}} \times \frac{\text{均等割を賦課する割合}}{43/100} \div \frac{\text{被保険者数}}{1,662,369 \text{ 人}}$$

≒ **1,800 円**

< 18 歳以上被保険者均等割額 >

$$\left(\frac{\text{均等割額 (子ども分)}}{1,800 \text{ 円}} \times \frac{\text{18 歳未満被保険者数}}{109,013 \text{ 人}} \right)$$

$$- \frac{\text{18 歳未満被保険者公費軽減額}}{83,169,237 \text{ 円}}$$

$$\div \frac{\text{18 歳以上被保険者数}}{1,553,356 \text{ 人}}$$

≒ **73 円**

< 所得割率 >

$$\left(\frac{\text{賦課総額 (子ども分)}}{70 \text{ 億 } 2,527 \text{ 万円}} - \frac{\text{均等割賦課額 (子ども分)}}{1,800 \text{ 円} \times 1,662,369 \text{ 人}} \right) \div \frac{\text{基準総所得額}}{1 \text{ 兆 } 5,148 \text{ 億 } 5545 \text{ 万円}}$$

≒ **0.27%**

< 1 人当たり保険料 (23 区平均) >

$$\frac{\text{賦課総額 (子ども分)}}{70 \text{ 億 } 2,527 \text{ 万円}} \div \frac{\text{被保険者数}}{1,662,369 \text{ 人}} \div \text{1 人当たり保険料}$$

4,227 円

(3) 令和8年度の保険料率等の比較（こども分）

区 分		令和8年度（案）
賦課割合	特別区全体 (所得割：均等割)	57 : 43
	荒川区 (所得割：均等割)	52 : 48
保険料率等	所得割率	0.27 / 100
	均等割額	1,800円
	18歳以上被保険者 均等割額	73円
賦課限度額		3万円
1人当たり保険料 (参考：23区平均)		4,227円

令和8年度 収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

	令和8年度基準保険料(案)				令和7年度保険料率		
	基礎分	支援金分	介護分	子ども分	基礎分	支援金分	介護分
	58:42	58:42	58:42	57:43	58:42	58:42	58:42
所得割率	7.51%	2.80%	2.43%	0.27%	7.71%	2.69%	2.10%
均等割額	47,600	17,600	17,800	1,800	47,300	16,800	16,600
18歳以上被保険者均等割額				73			
1人当たり保険料額	113,337	42,110	42,609	4,227	112,646	40,027	39,565

荒川区

※年金収入153万円及び
給与収入108万円は、
均等割のみ世帯の収入上限である。

<所得階層別世帯数:令和7年度当初賦課時>

旧ただし書き所得	0万円	～50万円	～100万円	～150万円	～200万円	～300万円	～400万円	～500万円	～600万円	600万円超
世帯数	16,557	3,678	3,539	2,603	1,936	2,032	1,048	531	340	1,053
構成比	49.7%	11.0%	10.6%	7.8%	5.8%	6.1%	3.1%	1.6%	1.0%	3.2%
(累積)	(49.7%)	(60.7%)	(71.4%)	(79.2%)	(85.0%)	(91.1%)	(94.2%)	(95.8%)	(96.8%)	(100.0%)

<医療分+支援金分+子ども分>

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

旧ただし書き所得	0万円	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
年収	153万円	203万円	253万円	303万円	361万円	484万円	602万円	719万円	830万円	935万円
8年度保険料〔a〕	20,121	106,558	172,873	225,773	278,673	384,473	490,273	596,073	701,873	807,673
保険料	所得割分	0	52,900	105,800	158,700	211,600	317,400	423,200	529,000	634,800
	均等割分	20,121	53,658	67,073	67,073	67,073	67,073	67,073	67,073	67,073
7年度保険料〔b〕	19,230	103,280	168,100	220,100	272,100	376,100	480,100	584,100	688,100	792,100
前年度保険料との比較〔a〕-〔b〕	891	3,278	4,773	5,673	6,573	8,373	10,173	11,973	13,773	15,573
対前年度比〔a〕/〔b〕	1.046	1.032	1.028	1.026	1.024	1.022	1.021	1.020	1.020	1.020

均等割軽減 ⑦:△46,952 ②:△13,415

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

旧ただし書き所得	0万円	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
年収	153万円	203万円	253万円	303万円	361万円	484万円	602万円	719万円	830万円	935万円
8年度保険料〔a〕	40,242	119,972	213,116	292,846	345,746	451,546	557,346	663,146	768,946	874,746
保険料	所得割分	0	52,900	105,800	158,700	211,600	317,400	423,200	529,000	634,800
	均等割分	40,242	67,072	107,316	134,146	134,146	134,146	134,146	134,146	134,146
7年度保険料〔b〕	38,460	116,100	206,560	284,200	336,200	440,200	544,200	648,200	752,200	856,200
前年度保険料との比較〔a〕-〔b〕	1,782	3,872	6,556	8,646	9,546	11,346	13,146	14,946	16,746	18,546
対前年度比〔a〕/〔b〕	1.046	1.033	1.032	1.030	1.028	1.026	1.024	1.023	1.022	1.022

均等割軽減 ⑦:△93,904 ⑤:△67,074 ②:△26,830

<医療分+支援金分+介護分+子ども分>

(※)8年度保険料[a]を算定する際に、賦課限度額を考慮しているため、所得割分と均等割分の合計値ではない。

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(40歳)のみ〕

旧ただし書き所得	0万円	0万円	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	
年 収	98万円	108万円	158万円	216万円	287万円	359万円	484万円	609万円	726万円	837万円	938万円	
8年度保険料[a]	25,461	25,461	132,948	214,973	280,023	345,073	475,173	605,273	735,373	865,473	977,673	
保険料	所得割分	0	0	65,050	130,100	195,150	260,200	390,300	520,400	650,500	780,600	910,700
	均等割分	25,461	25,461	67,898	84,873	84,873	84,873	84,873	84,873	84,873	84,873	84,873
7年度保険料[b]	24,210	52,850	127,060	205,700	268,200	330,700	455,700	580,700	705,700	830,700	955,700	
前年度保険料との比較[a]-[b]	1,251	△ 27,389	5,888	9,273	11,823	14,373	19,473	24,573	29,673	34,773	21,973	
対前年度比[a]/[b]	1.052	0.482	1.046	1.045	1.044	1.043	1.043	1.042	1.042	1.042	1.023	

均等割軽減 ⑦:△59,412円 ⑦:△59,412円 ②:△16,975

(※)

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)〕

旧ただし書き所得	0万円	0万円	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	
年 収	98万円	108万円	158万円	216万円	287万円	359万円	484万円	609万円	726万円	837万円	938万円	
8年度保険料[a]	50,922	50,922	149,922	265,896	364,896	429,946	560,046	690,146	820,246	938,946	1,044,746	
保険料	所得割分	0	0	65,050	130,100	195,150	260,200	390,300	520,400	650,500	780,600	910,700
	均等割分	50,922	50,922	84,872	135,796	169,746	169,746	169,746	169,746	169,746	169,746	169,746
7年度保険料[b]	48,420	93,200	143,200	254,120	348,900	411,400	536,400	661,400	786,400	911,400	1,036,400	
前年度保険料との比較[a]-[b]	2,502	△ 42,278	6,722	11,776	15,996	18,546	23,646	28,746	33,846	27,546	8,346	
対前年度比[a]/[b]	1.052	0.546	1.047	1.046	1.046	1.045	1.044	1.043	1.043	1.030	1.008	

均等割軽減 ⑦:△118,824 ⑦:△118,824 ⑤:△84,874 ②:△33,950

(※)

(※)

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(3歳・収入なし)〕

旧ただし書き所得	0万円	0万円	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	
年 収	98万円	108万円	158万円	216万円	287万円	359万円	484万円	609万円	726万円	837万円	938万円	
8年度保険料[a]	60,702	60,702	166,222	291,976	357,026	462,546	592,646	722,746	852,846	971,546	1,077,346	
保険料	所得割分	0	0	65,050	130,100	195,150	260,200	390,300	520,400	650,500	780,600	910,700
	均等割分	60,702	60,702	101,172	161,876	161,876	202,346	202,346	202,346	202,346	202,346	202,346
7年度保険料[b]	48,420	109,225	143,200	254,120	348,900	411,400	536,400	661,400	786,400	911,400	1,036,400	
前年度保険料との比較[a]-[b]	12,282	△ 48,523	23,022	37,856	8,126	51,146	56,246	61,346	66,446	60,146	40,946	
対前年度比[a]/[b]	1.254	0.556	1.161	1.149	1.023	1.124	1.105	1.093	1.084	1.066	1.040	

均等割軽減(大人2人) ⑦:△118,824 ⑦:△118,824 ⑤:△84,874 ②:△33,950 ②:△33,950

(※)

(※)

均等割軽減(未就学児)	8.5割減 △56,950	8.5割減 △56,950	7.5割減 △50,250	6割減 △40,200	6割減 △40,200	5割減 △33,500	5割減 △33,500	5割減 △33,500	5割減 △33,500	5割減 △33,500	5割減 △33,500
均等割軽減(18歳未満)	△270	△270	△450	△720	△720	△900	△900	△900	△900	△900	△900
均等割軽減額合計	△ 176,044	△ 176,044	△ 135,574	△ 74,870	△ 74,870	△ 34,400	△ 34,400	△ 34,400	△ 34,400	△ 34,400	△ 34,400